

保護者 様

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザは、重症の場合を除き、発症日の翌日から5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで登校できません。再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治 癒 報 告 書

長野県梓川高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

### 記

1 疾患名 インフルエンザ

2 発症日 ( 咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日 ) 年 月 日

3 受診した医療機関名及び受診日

( 受診日 : 年 月 日 )

4 治癒の根拠

発症日の翌日から数えて5日経過し、かつ、解熱した翌日から数えて2日経過した。

年 月 日

保護者氏名

印